

非常時における飲料供給に関する覚書

安芸福祉保健所（以下「甲」という）と ダイドー・タケナカベンディング株式会社（以下「乙」という）とダイドードリンコ株式会社（以下「丙」という）は丙の非常時飲料提供機能付き自動販売機（以下「自販機」という）の設置に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

記

第1条（目的）

本覚書に記載の設置場所に丙の自販機1台を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が丙飲料商品を災害被害者等へ供給することを目的とする。

第2条（援助商品）

災害等の非常時に甲が丙飲料商品を災害被害者へ供給した商品は、乙が援助するものとする。

第3条（自動販売機鍵運用方法）

- 1 丙は甲および乙に対し緊急災害時の下記設置場所自販機の開錠用として鍵を預け、甲および乙は第1条の目的に順じ運用・保管するものとする。
- 2 鍵の使用に関しては、広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。
- 3 万が一、甲または乙が本条以外の目的で使用した事実が確認された場合、本覚書は失効し、丙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求すると共に、甲または乙に対し損失分を請求できるものとする。

設 置 場 所	高知県安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎
自動販売機鍵番号	■■■■■■■■■■
自動販売機鍵授受日	平成 26 年 4 月 2 日

第4条（鍵の紛失）

万が一、甲または乙が当該自販機の鍵を紛失した場合、直ちに丙に連絡すると共に、甲または乙の負担により鍵の交換を実施するものとする。

第5条（適用期間）

本覚書の適用期間は、前条に記載された設置場所に当該自販機を設置している期間とする。

第6条（協議）

本覚書に定めのない事項については、甲・乙・丙協議のうえ解決に努めるものとする。

以上本覚書を証するため、本書3通を作成し、各々記名捺印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成 26 年 4 月 30 日

(甲)

住所 安芸市矢ノ丸1-4-36

氏名 高知県 安芸福祉保健所長

(乙)

住所 高知県南国市双葉台4-2

氏名 ダイドー・タケナカベンディング株式会社
代表取締役

(丙)

住所 大阪市平野区長吉長原東3-1-55
ダイドードリンコ株式会社

氏名 西日本第一営業部長